

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>発行保証金保全契約の締結は、生命保険業免許の範囲に属しないと思います。</p> <p>したがって、発行保証金保全契約を締結できる保険会社から生命保険会社の除き、損害保険会社に限定するべきだと思います。</p>	<p>発行保証金保全契約の締結は、保険業法第98条(業務の範囲等)第1項第2号に規定する債務の保証として生命保険会社にも認められているものです。</p>